



大型船用錨地	KL・YL3・YL4・YL5	VLCC 等以外
	YL1	VLCC 等の優先錨地
小・中型船用錨地	K1・Y1・Y2	危険物積載タンカー以外 （危険物積載タンカー以外の危険物積載船舶は錨泊できます）
	N1・N2	一般貨物船 ※
	K2	一般貨物船・一般タンカー ※
	KK1・YK1	危険物積載タンカー
	KK2・YK2・YK3	危険物積載タンカー予備錨地
	N3	危険物積載タンカー・一般タンカー ※
その他の船用錨地	ON・N4	沖荷役船
	NR	タンククリーニング船・バンカリング船等

海の安全情報

気象現況
気象警報
海上安全情報
緊急情報
ライブカメラ

走錨事故防止ポータルサイト

台風進路、波浪予報
走錨事故防止ガイドライン
投揚錨作業と事故防止
台風錨泊避泊の状況等

錨泊船情報

【錨泊船の状況】
・東京湾全域
・東京湾北部
・東京湾中央部

SAFETY TOKYO BAY

入湾時確認事項
入湾時ルート・航法
出湾時ルート・航法
航行上の留意点

注意事項及び留意事項

1. 総トン数 10,000 トン以上又は全長 150m 以上の船舶は、大型船用錨地に、それ未満の船舶は、小・中型船用錨地に錨泊するよう区分しています。

2. 総トン数 500 トン未満の船舶は、シーバースが存在する左図の青色に塗られた水域を避けて、小・中型船用錨地に錨泊するようお願いします。

3. Y1 錨地は混雑傾向にあり、錨地指定を受けた船舶が錨泊できない状況が発生していますので、錨泊場所の分散化にご協力をお願いします。

4. Y1 錨地に錨泊する場合は、錨地水域の有効活用に向けて次の点にご留意をお願いします。
・総トン数 500 トン未満の船舶は、できる限り水深が浅い Y1 錨地の北西側の水域を利用
・総トン数 500 トン未満のタグボートなど一時的に錨地を利用する船舶は、できる限り Y1 錨地の陸岸側の水域（北西端付近）を利用

5. Y1 錨地に錨泊する船舶は、錨泊前に、東京湾海上交通センターが提供している「錨泊船情報」で Y1 錨地の錨泊船の状況を確認して下さい。
（注）錨泊船情報に表示されている内容は、実際の錨泊状況と異なる場合があります。

6. Y2 錨地は Y1 錨地と比較し、錨泊船が少ない傾向にあるので、活用して下さい。
なお、浦賀水道航路を北上し Y2 錨地に向かう場合は、中ノ瀬航路の航行義務が生じるので注意して下さい。
（SAFETY TOKYO BAY「入湾時のルート・航法」（第三管区海上保安本部ホームページ）をご参照下さい）

7. 錨泊する船舶は、以下を励行し、走錨に伴う海難の防止に努めて下さい。
（1）最新の気象・海象情報の入手（海上安全情報の活用）
（2）国際 VHF 16CH の常時聴取、AIS の作動維持（船橋を無人にしない）
（3）常時適切な見張り（自船及び他船の走錨監視等）
（4）海上施設、他船、陸岸との十分な距離の確保
（5）十分な錨鎖の使用
（6）状況に応じ錨泊中止、ちちゅう航法等への変更
（7）機関のスタンバイと乗組員の即応態勢の確保（気象悪化のおそれがあるとき）

特に風の影響を受けやすい自動車運搬船及びコンテナ船等の高乾舷船の錨泊にあつては、走錨に備え万全の態勢を取るようお願いします！

走錨対策強化海域（LNG バース及び南本牧はま道路周辺海域）等について

港則法第 39 条第 3 項・第 4 項 ※罰則あり

範 囲：「東京ガス・JERA 扇島 LNG バース」及び「南本牧はま道路」から半径 2 海里の範囲（航路及び一部海域を除く）

● 走錨対策強化勧告

基 準：強風域が到達すると予想される場合（台風襲来時）、風速 20m/s 以上が予想される場合（台風襲来時以外）

概 要：【勧告】 ① 国際 VHF 16CH 聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出等の走錨事故防止対策を実施
② 走錨の早期検知及び早期解消に努め、要すれば機関等を起動し施設への衝突を防止
③ 走錨のおそれを認めた場合、走錨初期における転錨、ちちゅう等への移行（段階的かつ多重的に勧告）
【命令】①、②の勧告に従わない場合は、遵守されていない勧告内容を命令

● 錨泊自粛勧告

（対象：高乾舷の船舶及び積荷積載率 10% 以下の船舶）

基 準：強風域が到達すると予想される場合（台風襲来時）、風速 20m/s 以上が予想される場合（台風襲来時以外）

概 要：【勧告】 ① 対象船舶は、走錨対策強化海域において錨泊をしない
② 走錨対策強化海域において錨泊している対象船舶は海域外へ出域
【命令】①、②の勧告に従わない場合は、走錨対策強化海域からの退去を命令

錨泊位置等通報のお願い

錨泊位置等通報に係る通報用紙へのリンク
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/tuho.pdf>

走錨時など緊急時における海上保安庁との連絡手段確保のため、『走錨対策強化勧告』が発出された場合、『錨泊位置』及び『連絡手段』等の通報にご協力をお願いします。
対象船：京浜港（横浜区・川崎区）に錨泊する総トン数 500 トン未満の船舶（危険物積載船舶を除く）
通報先：横浜海上保安部 Tel 045-201-8180 FAX 045-211-2405

錨地の位置及び区域

大型船用錨地

錨地名	KL	大型船用（VLCC 等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 27' 03" N	139° 45' 02" E の地点
□	35° 28' 33" N	139° 47' 28" E の地点
ハ	35° 27' 56" N	139° 48' 01" E の地点
ニ	35° 26' 36" N	139° 45' 47" E の地点

錨地名	YL1	大型船用（VLCC 等の優先錨地 YL3 と併用）
35° 26' 59" N 139° 44' 29" E の地点を中心とする半径 575m の円内海面		

錨地名	YL3	大型船用（VLCC 等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 26' 01" N	139° 43' 02" E の地点
□	35° 26' 33" N	139° 43' 22" E の地点
ハ	35° 26' 48" N	139° 43' 42" E の地点
ニ	35° 27' 23" N	139° 44' 27" E の地点
ホ	35° 26' 36" N	139° 45' 47" E の地点
ヘ	35° 25' 30" N	139° 43' 54" E の地点

錨地名	YL4	大型船用（VLCC 等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 25' 06" N	139° 41' 43" E の地点
□	35° 25' 19" N	139° 42' 36" E の地点
ハ	35° 25' 43" N	139° 42' 51" E の地点
ニ	35° 25' 17" N	139° 43' 32" E の地点
ホ	35° 24' 58" N	139° 42' 57" E の地点
ヘ	35° 24' 27" N	139° 42' 30" E の地点

錨地名	YL5	大型船用（VLCC 等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 23' 29" N	139° 40' 59" E の地点
□	35° 23' 57" N	139° 41' 33" E の地点
ハ	35° 24' 30" N	139° 41' 53" E の地点
ニ	35° 24' 08" N	139° 42' 19" E の地点
ホ	35° 22' 56" N	139° 41' 41" E の地点

小・中型船用錨地

錨地名	Y1	危険物積載タンカー以外の船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 26' 49" N	139° 41' 44" E の地点
□	35° 27' 11" N	139° 42' 07" E の地点
ハ	35° 27' 19" N	139° 42' 31" E の地点
ニ	35° 26' 33" N	139° 43' 22" E の地点
ホ	35° 26' 01" N	139° 43' 02" E の地点

錨地名	Y2	危険物積載タンカー以外の船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 27' 10" N	139° 43' 17" E の地点
□	35° 27' 34" N	139° 43' 53" E の地点
ハ	35° 27' 54" N	139° 44' 05" E の地点
ニ	35° 27' 23" N	139° 44' 27" E の地点
ホ	35° 26' 48" N	139° 43' 42" E の地点

錨地名	N1	一般貨物船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 23' 20" N	139° 39' 16" E の地点
□	35° 23' 41" N	139° 39' 48" E の地点
ハ	35° 23' 21" N	139° 40' 06" E の地点
ニ	35° 23' 01" N	139° 39' 36" E の地点

錨地名	N2	一般貨物船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 22' 48" N	139° 39' 38" E の地点
□	35° 23' 16" N	139° 40' 20" E の地点
ハ	35° 23' 00" N	139° 40' 41" E の地点
ニ	35° 22' 31" N	139° 39' 58" E の地点

錨地名	N3	危険物積載タンカー用・一般タンカー用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 22' 43" N	139° 39' 30" E の地点
□	35° 22' 48" N	139° 39' 38" E の地点
ハ	35° 22' 31" N	139° 39' 58" E の地点
ニ	35° 23' 00" N	139° 40' 41" E の地点
ホ	35° 22' 46" N	139° 40' 59" E の地点
ヘ	35° 22' 36" N	139° 40' 48" E の地点
ト	35° 21' 48" N	139° 40' 39" E の地点
チ	35° 21' 54" N	139° 39' 36" E の地点
リ	35° 21' 35" N	139° 39' 04" E の地点

錨地名	YK1	危険物積載タンカー用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 27' 55" N	139° 43' 12" E の地点
□	35° 28' 19" N	139° 44' 08" E の地点
ハ	35° 27' 54" N	139° 44' 05" E の地点
ニ	35° 27' 34" N	139° 43' 53" E の地点

錨地名	KK1	危険物積載タンカー用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 09" N	139° 45' 59" E の地点
□	35° 28' 33" N	139° 46' 23" E の地点
ハ	35° 28' 21" N	139° 45' 56" E の地点
ニ	35° 28' 50" N	139° 45' 16" E の地点

錨地名	KK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 28' 25" N	139° 45' 01" E の地点
□	35° 28' 33" N	139° 45' 14" E の地点
ハ	35° 28' 07" N	139° 45' 38" E の地点
ニ	35° 28' 00" N	139° 45' 25" E の地点

錨地名	YK2	危険物積載タンカー用（予備錨地）
35° 27' 38" N 139° 43' 31" E の地点を中心とする半径 200m の円内海面		

錨地名	YK3	危険物積載タンカー用（予備錨地）
35° 27' 31" N 139° 43' 19" E の地点を中心とする半径 170m の円内海面		

錨地名	K1	危険物積載タンカー以外の船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 23" N	139° 47' 56" E の地点
□	35° 28' 50" N	139° 48' 33" E の地点
ハ	35° 28' 15" N	139° 48' 33" E の地点
ニ	35° 27' 56" N	139° 48' 01" E の地点
ホ	35° 28' 33" N	139° 47' 28" E の地点

錨地名	K2	一般貨物船、一般タンカー用
次のイ地点からニ地点を順次に結んだ線及びニ地点からホ地点までは検疫錨地外周に沿った線並びにホ地点からト地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 35" N	139° 46' 58" E の地点
□	35° 29' 24" N	139° 47' 06" E の地点
ハ	35° 29' 11" N	139° 46' 37" E の地点
ニ	35° 29' 00" N	139° 46' 44" E の地点
ホ	35° 28' 39" N	139° 46' 36" E の地点
ヘ	35° 28' 33" N	139° 46' 23" E の地点
ト	35° 29' 09" N	139° 45' 59" E の地点

その他の船用錨地

錨地名	ON	沖荷役船用
35° 27' 22" N 139° 45' 01" E の地点を中心とする半径 450m の円内海面		

錨地名	N4	沖荷役船用
35° 22' 29" N 139° 41' 06" E の地点を中心とする半径 450m の円内海面		

錨地名	NR	タンククリーニング船用・*バンカリング等船用
35° 21' 52" N 139° 41' 08" E の地点を中心とする半径 650m の円内海面		

*NR 錨地でもバンカリング等を目的とする船舶の使用が可能です。

シーバース離着桟時に利用される水域

ENEOS扇島 東・西シーバース
次のイ地点からホ地点を順次に結んだ線（下記参照）及びホ地点からヘ地点までは 35° 28' 47" N 139° 47' 09" E の地点を中心とする半径 620m の円の外周並びにヘ地点からイ地点までは検疫錨地外周に沿った線に囲まれた海面

イ	35° 28' 59" N	139° 46' 44" E の地点
□	35° 29' 03" N	139° 46' 56" E の地点
ハ	35° 29' 37" N	139° 47' 24" E の地点
ニ	35° 29' 23" N	139° 47' 55" E の地点
ホ	35° 28' 33" N	139° 47' 26" E の地点

川崎シーバース
35° 28' 01" N 139° 46' 05" E の地点を中心とする半径 600m の円内海面

JERA 扇島 LNG バース
次のイ地点から□地点を順次に結んだ線（下記参照）と 35° 28' 00" N 139° 44' 34" E の地点を中心とする半径 620m の円の外周に囲まれた海面

イ	35° 28' 18" N	139° 44' 46" E の地点
□	35° 27' 44" N	139° 44' 52" E の地点

東京ガス扇島シーバース
35° 27' 32" N 139° 43' 18" E の地点を中心とする半径 520m の円内海面